

15、  
( 齊藤克司の大失態。邪義の上塗りに馬脚あらわす。 )

一、時局班は、日精の「日蓮聖人年譜」に対する日亨上人の頭注についても邪難を加えている。そして、ここにおいても、基本的に「家中抄」の場合と同じ過ちを犯している。

そもそも「日蓮聖人年譜」とは、その名が示すように、日精が編集した御本仏・日蓮大聖人の忍難弘通の御生涯を記す年譜である。

項目ごとに御書を引いて大聖人の御振る舞いと法義を示している。

ところが、文永九年の記述のうち、「一佐渡国より弟子共に内々申す法門とは何等の) 門ぞや」という問いで始まり三大秘法について論述した項において、日精は「或ル抄」なるものを引いて、富士の立義とは異なる要法寺流の邪義を延々と紹介して注釈としているのである。

確かに日精は、この書では一応、「或ル抄」の立義の誤まりを指摘しており、要法寺流の邪義にべったりというわけではない。しかし、その一方で、富士の正義を十分鮮明に示すまでには決して達していないのである。

「本師未タ富士ノ正義ニ達セザルナリ」との日亨上人の頭注は、まさにこのを喝破したもののなのである。

この項に対する日亨上人の頭注は、いずれも、宗旨である三大秘法に関わる、その重大な邪義への破折である。それはまた、邪義を書き捨にして人々を誤解へ導きかねない日精の態度と、要法寺流を引きず師日精の教学的な浅さへの破折なのである。

『日蓮聖人年譜』について御法主日頭上人猥下は、その日精上人の『日蓮聖人年譜』を見ると、日精上人は、要法寺の日辰が『観心本尊抄』や『本尊問答抄』等について釈した文を『日蓮聖人年譜』のなかに引いておるのです。いかも、その日辰の義を日精上人は批判して、日辰の義が間違いだということを言っておられるのであります。すなわち、『日蓮聖人年譜』のなかに、

「其の上或抄に本尊問答抄を引き法華経を以て本尊と為す可しと此の相違はいかんが心得可きや、答へて云はく此の或る抄を見るに一偏にかけると諸御書一貫せず」(富士宗学要集五・一一八頁)

つまり、答えとして「このある抄は偏った義において書いているから、この筋では大聖人の諸御書の意が一貫し)正しいものとならない」という日精上人のお言葉があります。その「或る抄」というのは日辰の書であります。さらに続いて、

「其の上三箇の秘法の時は唯二箇となるの失あり今便に因みて略して之を出さん、其の中に……」(同頁)

と、日精上人が、日辰の義をちなみに略して引用しよう、と言われているのであります。そして、そのあと、

「初には本尊に二あり」(同頁)

とあるのは日辰の文であり、以下、ずっと日辰の義を挙げ、その最後の所で、日精上人はまたさらに、日辰の義をはっきり破しておられるのです。

( 創価学会の仏法破壊の邪難を粉碎す五九頁 )

と御指南されている。この御指南で明らかなように、日精上人は日辰の文を引用され、その後で日辰の義を破折しておられるのである。

先にも述べたが、これまで貴殿ら創価学会は、日精上人を要法寺の広蔵日辰流の造読家であったとし、それを御法主上人に対する誹謗中傷の論拠としてきた。

ところが、ここでは貴殿は、“確かに日精は、この書(『日蓮聖人年譜』)では一応、「或ル抄」(要法寺日辰著の邪抄)の立義の誤まりを指摘しており、要法寺流の邪義にべったりというわけではない、”というように、これまでの創価学会の邪説を改めたのである。

この“「或ル抄」の立義の誤まりを指摘しており、要法寺流の邪義にべったりというわけではない、”とは、日精上人が要法寺流の立義、つまり造読思想の誤りを指摘されているから要法寺流の邪義ではない、ということである。要するにそれは、日精上人が造読家ではないということを貴殿らが認めたということである。しかも続けて、“日亨上人は、当該個所が「或ル抄」の引用とそれに対する日精の破折であることは百も承知なのである、”とも述べて、日亨上人は、日精上人が日辰の邪義を破折しておられたことを御存知であったと、訂正したのである。それは、これまでの貴殿らの説が偏執の邪説であったことを意味する。

しかし、毒氣深入の貴殿は、正直に誤りの全てを認めようとはせず、陳腐(ちんぷ)な邪義の上塗りを企てて、“しかし、その一方で、富士の正義を十分鮮明に示すまでには決して達していないのである、”という。このように、誠に苦しい言い訳をするが、日精上人が造読家ではないことを認め、しかも日精上人が日辰の邪義を破折しておられることを認めたので、貴殿らの邪義は根底から崩れたのである。これを認めた以上、あとで日精上人が富士の正義に“達していない、”と、たとえ百遍言ってみたとところで、それは「焼け石に水」でなんの効果もないのである。

このように、貴殿ら創価学会は、御当代日頭上 の信用失墜を図るための悪口罵詈の理由付けとして、血脈法水相承を否定するために、日精上人を謗法の造読家に仕立て上げたのである。しかし日頭上人から日精上人の正義を明示されて破折されるや、貴殿の言をもって、たちまちにその邪説を翻したのである。創価学会崩壊の予感に怯(おび)える貴殿は、日精上人を誹謗することが邪義であり、それが創価学会の内外に知れ渡り、会員が動揺することを恐れて、新たなる邪義の上塗りをするという、腐り果てた所業に出た。齊藤克司よ、これは今回の文書で貴殿が犯した第二号の大失態であり、最大の失態である。

さらにいえば、貴殿は“「本師未夕富士ノ正義ニ達セザルナリ」との日亨上人の頭注は、まさにこの点を喝破したものである、”と言うが、この頭注が日精上人の文章の上にあるのであれば、そのような論理も成立するであろう。しかし、この頭注は日精上人が日辰を破折するために引用した日辰の文章の上にあるから、そのようなことは全く当たらないのである。すなわち、この頭注は『日蓮聖人年譜』の、

初には本尊に二あり先ツは惣躰の本尊、(中略)次には別躰の本尊なり(同頁)との文章についてのものである。この文は貴殿も認めているとおり、日辰の「或る抄」の引用である。以下、六箇所にある頭注は、いずれも日精上人が日辰を破折すいために引用した日辰の文章に対して付されている。これらの文章。日亨上人が頭注を付されたのは、日亨上人が、日辰の文章を日化上人の文章であると思いつままれていたこと以外には考えられないのである。よって、そこに日亨上人の頭注が付されているからといって、その頭注をもとに“宗旨である三大秘法に関わる、その重大な邪義、”“邪義を書き捨てにして人々を誤解へ導きかねない日精の態度、”“要法寺流を引きずる日精の教学的な浅さ、”などと日精上人を誹謗するのは、甚だ見当違いの大謗法である。

したがって、今回の貴殿の説は、日精上人に対する貴殿らの従来の見解を、百八十度かえたということであり、いかに厚顔無恥な貴殿らでも、白を黒と言う如き、ごり押しはできぬと観念したのであろう。

さらに念のために言うておくが、貴殿らは日精上人が“要法寺流の邪義にべったりというわけではない、”との表現をもって、日精上人の日辰破折の意義を薄弱化しようとするが、日精上人は、

然るに三大秘法の義を取ること偏に取るが故に相違甚多なり此ノ故に今之レを挙ケて以て支証とするなり。(富要五・一二〇頁)

と、日辰の義は当家の義と「相違甚多」であると破折されているのである。

この「相違甚多」という言葉を刮目して見よ。「相違」とは当家の正義との「相違」であり、「甚多」とは「甚だ多い」ということである。つまり「相違甚多」とは、日辰の造読義は「当家の正義との相違が甚だ多い」という、厳然たる破折である。貴殿は誑惑して“要法寺流の邪義にべったりというわけではない、”と述べるが、そんな生易しいものではないのである。

このように、『日蓮聖人年譜』において、日精上人は一言のもとに日辰の邪義を粉碎されているのである。破折に充てられた文章の長短によって“正義を十分鮮明に示す、”かどうかが決まるのではない。

一、ところが、時局班は浅はかにも「これは日亨上人が『或抄』の引用であることにお気づきになられなかつただけである」と簡単に片付けてしまっている。即ち、「家中抄」の頭注を「日辰の引用であることを失念した」と見なしたのと全く同様の短慮にはまったのである。

一知半解の半可通が、自分がしばしば陥りがちな過ちを、大学匠もたびたび犯すだろう、と不遜にも考えているのである。

日亨上人は、当該個所が「或ル抄」の引用とそれに対する日精の破折であることは百も承知なのである。そのうえで、日精が長々と邪義を引用しているにもかかわらず、その邪義を十分に破折し、富士の正義を示しきっていないので、富士の正義との違いを明確にするために、三大秘法に関するこの項ではしばしば頭注を付けられているのである。不十分な破折は邪義を容認するものになるからである。

このように見てくると、日亨上人の頭注は、日辰の書からの引用文への破折の形をとっている場合でも、その真意は、邪義を引用しながら十分に破折できず、邪義から脱け出せていない日精を破折することにあることが分かる。このことに、「日蓮聖人年譜」を読んだ後世の人が富士の正義から寸分も外れないようにと配慮された日亨上人の慈悲を感じるものである。

このような厳格にして慈悲にあふれた智勇兼備の頭注に対して「或る抄への破折と気づかなかつたための誤読」と時局班が評するのは、いかにも愚かであり、正法正義を守らんとする気概がいかにも不足しているかを露呈するものではないか。

しかも時局班は、日亨上人が憤激の注を加えられているほど不十分な日精の破折に対して「要点をピシャリと押さえてこれを粉碎し、日辰の邪義に対する御自身の見解を表明しておられる」と最大級の賛辞を送っているのであるから、笑止千万である。

この日精擁護の愚論を賛嘆する貴殿は、日亨上人の如き峻厳なる護法の志を持たない者であることを図らずも露呈している。むしろ、日精のごとき邪義謗法を容易に容認してしまう程度の仏法理解であることを白日の下に曝してしまっているのである。それもすべて貴殿が天魔の魔性に狂っているからであると思うがどうか。

ここで貴殿は、“日亨上人は、当該個所が「或ル抄」の引用とそれに対する日精の破折であることは百も承知なのである。” “日亨上人の頭注は、日辰の書からの引用文への破折の形をとっている場合でも、その真意は、邪義を引用しながら十分に破折できず、邪義から脱け出せていない日精を破折することにあることが分かる。” としている。これこそまさに牽強付会の詭弁（きべん）と言うほか無い。日精上人が“邪義を引用しながら十分に破折できず、邪義から脱け出せていない。” と言うならば、先にも述べたが、日精上人が日辰を破折された「相違甚多なり」との文の上に頭注を付されるはずではないか。しかるに日亨上人は、『富士宗学要集』でいえば三十行も前の引用文の上に頭注を付されているのである。このような日辰の文章の上に付された頭注を見て、どうして日精上人は“邪義から脱け出せていない。” ので日亨上人はそれを破折されている、と理解するのだ。どう見ても日辰の邪義に頭注を付されているとしか見えないではないか。したがって、貴殿の主張する“日亨上人の頭注は、（中略）邪義から脱け出せていない日精を破折することにある。” との弁解は、まったく幼稚極まる見えすいたデッチ上げと言う以外にない。このような愚論を恥ずかしげもなく質問状に記載したことが、斉藤克司の大失態の第三号である。

貴殿の今回の駄文では、邪難の大方の根拠に日亨上人のお言葉を挙げている。つまり日亨上人が文章を「誤解」して頭注を付されたとなると、貴殿ら創価学会が、日亨上人の頭注をもとに日精上人を批判するという邪難を維持できなくなるからである。そこ。新しい誑惑として、「日精上人は邪義を破折されているが、日亨上人の頭注も正しい」という矛盾する牽強付会（けんきょうふかい）の理論を構築せざるを得なくなったムである。貴殿は少なくとも日精上人が正しいと認めたのであるから、教学部長として前言を撤回し、日精上人及び日頭上人に学会を代表し謝罪する義務があると思うが、どうか。

総本山四十八世日量上人は、『続家中抄』の冒頭において、  
**（日精上人の家中抄三巻は）実に末世の亀鏡門家の至宝なり（富要五・二六七頁）**

と述べられているとおり、『日蓮聖人年譜』『家中抄』の編纂は、富士門家にとっては稀有の大事業であり、これらは貴重な伝記史である。なぜならば、大聖人御誕生より日盈（えい）上人までの、実に四百年間の長期にわたる史伝であって、我が門家にはこれに比類する史伝書がないからである。四百年という長期の歴史を、しかも不便な時代に編纂されたのである。『日蓮聖人年譜』や『家中抄』の記録のなかに、多少の誤謬があったとしても致し方ないところであり、しかもそれは宗義上の誤りなどでは断じてないのである。

『日蓮聖人年譜』に日亨上人が頭注を付されたことも、それは日精上人を誹謗する目的などあろうはずはない。しかるに日亨上人の頭注を悪用して、御先師批判に及ぶ貴殿らの所行に対して、日亨上人が憤激遊ばされていることに疑念を差し挟む余地はない。

(日精上人の読誦論にも誤りなし。)

一、時局班は、一部読誦を容認する日精の発言を庇うため、「日蓮聖人年譜」の助行に関する記述に対する日亨上人の頭注にも難癖をつけている。

日亨上人の頭注に「助行ヲ広クシテ遂ニ一部読誦ニ及ブ正ク開山上人ノ特戒ニ背ク用フベカラズ」と記されているように、日精はここで、大聖人自身が諸人に与えられた御書を引いて、大聖人御自身も法華經一部の読誦・書写を行い、御在世当時の門下たちにも積極的に行うことを勧めていたかのごとく見せているのである。

それを時局班は「日精の論旨」は「題目以外は皆助行であることを明らかにするところに主眼が存する」と誤魔化して、日精を正当化しようとする。

日精の悪意は明らかである。例えば、引かれている月水御書の御文では、授与者である女性が一部読誦を望んだので一応は容認するかのように語られつつも、大聖人の御本意は、一部読誦の必要はなく方便・寿量の二品を読誦すべきであることを教えられることにある。それにも拘らず、日精は二品読誦を臨時の簡便なものとしてとらえ、一部読誦を正式なものとして大聖人が示されたように記している。

このような姑息な記述であるにもかかわらず、一部読誦を主張したものではないと時局班が強弁するのは、読解能力が欠如しているのか、それとも自身が日精の一部読誦を容認しているのか、と疑問を抱かせるものである。時局班の作文を賛嘆する貴殿も、一部読誦論者と考えてよいのか。

ここで貴殿は、『富士宗学要集』第五卷一三一頁に付されている日亨上人の、助行ヲ広クシテ遂ニ一部読誦ニ及ブ正ク開山上人ノ特戒ニ背ク用フベカラズ

との頭注について時局協議会が、

助行の混乱が一部読誦に及ぶとされているが、日精上人の論旨は、正行は南無妙法蓮華經の五字七字に限り、方便・寿量△正行ではない、いわんや一部をや、というものであって、題目以外は皆助行であることを明らかにするところに主眼が存するのである。(中略)資料から受ける「造読家ではないか」との客観的印象は非常に強く、やむをえず、後学のために注意の批判をされたのであろう。(大日蓮 平成九年十一月号四九頁)

と論じたことにつき、“誤魔化して、日精を正当化しようとする。” “日精は二品読誦を臨時の簡便なものとしてとらえ、一部読誦を正式なものとして大聖人が示されたように記している。” と強言して止まない。貴殿の悪辣さにはほとほとあきれられる。『日蓮聖人年譜』の中のどこをどう読めば方便品・寿量品読誦が“臨時の簡便。”であり、一部読誦が“正式。”だなどを書いてあるのだ。

腐りきった眼にウロコがこびり付いて、一度や二度では蒙が開けないらしい。何度でも言う。

日精上人の論旨は、正行は南無妙法蓮華經の五字七字に限り、方便・寿量も正行ではない、いわんや一部をや(同頁)

というものである。

以下に再度その意義を説明する。日精上人は『日蓮聖人年譜』に、凡ソ当家の意は要行を以て正行とすることは末代凡夫の機を勘へて行し易き故、然りと雖モ読誦の助行を修することを妨く可からず高開両師此ノ意なり(富要五・一二八頁)

と仰せになり、当家では要行すなわち題目を正行とするが、正行だけではなく助行も行う旨を仰せられている。そして、

南無妙法蓮花經五字七字を以て五種に行ぜしむ是を正業正行と為すなり、一部受持読誦解説書写等を以て助業助行と為すなり、所詮七字口唱を以て正行と為し自余は皆助行なり（同一二八頁）

と正行の唱題以外、法華經のどの品を読誦してもそれは全て助行であると仰せられるのである。ここで一部全てを助行と仰せられる意味は、直専持此經とは一經を指すに非ず専ら題目を持つて余文を雑へずと云ふ文なり、尚一經の読誦を許さず何況や五度をや、此ノ文の意唯妙經五字七字の題目を持つて方便寿量の余文を雑へず、なほ方便寿量を雑へず況や一部読誦をや況や五波羅蜜をや（同一二九頁）

と、題目のみが正行で、余文は交えないと述べられ、方便品・寿量品でさえも正行ではないのだから、一部読誦や五波羅蜜は言うまでもないと仰せられるのである。つまり正行については「なほ方便寿量を雑へず」の次に「況や一部読誦をや況や五波羅蜜をや」との「況や」のお言葉こそ、方便品・寿量品の要品読誦が、助行読誦の中の肝要であるという趣旨を、当然のこととしてお述べになっているのである。そしてさらに正行・助行の立て分けを明らかにすべく、若シ名字初心の凡夫方便寿量の読誦を以つて正業正行と為し経力の勝用を顯すとは読誦に撰せざる人皆成仏す可からざるか、是レは本門寿量但怯弱とするなり、亦難行道となるなり、故に名字即の正業正行は唯題目の五字にして、方便寿量に非ず亦一部八卷に非るなり（同一二九頁）

と仰せられ、文底に一大秘法を秘沈する寿量品であったとしても、寿量品読誦だけでは難行道に陥る。寿量品とても助行である。あくまで正行は題目であると徹底せられるのである。

要するに仰せの趣旨は、正行は唱題修行だけであり、自余は、たとえ寿量品であっても助行であると述べられて、正行・助行の立て分けを徹底されることに主眼があるのである。何も一部読誦が“正式”だとか、方便品・寿量品が“臨時的簡便”だなどと仰せられているのではない。正行は唱題で、それ以外はたとえ寿量品であろうとも法華經一部全てが助行であるとの仰せである。

また日興上人も、今末法の代を迎へて折伏の相を論ずれば一部読誦を専らとせず。但五字の題目を唱へ、三類の強敵を受くと雖も諸師の邪義を責むべき者か。（新編一八八〇頁）と仰せられている。つまり、末法今時の正行は題目であることは勿論であるが、「一部読誦を専らとせず」ということは、助行として分々に行ずるとの意であり、日精上人の正行を題目、それ以外の法華經読誦は全て助行とする構格に同じである。

さらに、日辰の一部読誦を徹底して破折し、題目が正行、方便品・寿量品読誦が助行との趣旨を顕揚された日寛上人におかれても、日辰の一部読誦を破折された意義を『末法相応抄』上「読誦論」の最後に、法華經は一法なりと雖も、機に随い時に随つて其の行万差なり。日辰偏に像法の積相に執して未だ末法の妙旨を知らず、寧ろ株を守るに非ずや、那ぞ舷に刻するに異ならんや。（六卷抄一三四頁）

とお述べになられている。法華經の修行は万差があるが、日辰の一部読誦は「像法の積相」、つまり脱益の積尊に対する執着から起こるものであることを指摘されている。その上で、

若し三事相応の人有らば何ぞ之れを制すべけんや。三事と言うは、一には此の經の謂れを知り、二には正業を妨げず、三には折伏を碍（さ）えず云云。運末法。居し根機漸く衰う。有識の君子能く之れを思量せよ、恐らくは三事相応の人無らんか。（同頁）

と述べられている。日辰の、脱益の釈尊に対する妄執から起こる一部読誦は、ただちに時機混乱の大謗法であるが、万一、「三事相応の人」がいたならば、一部読誦を「制すべけんや」と、一部読誦を行うこと自体が謗法だとは仰せられていない。本因下種の当家の立場から一部読誦を行うことは、正業の題目を妨げ、折伏を碍える、つまり修行の円満ならざることが不可であると仰せられるのである。

このように所対の関係で、正行の題目に対した場合、法華経全てが助行であるという趣旨は日興上人・日寛上人においても同じであり、そのこと自体が当家の教義に反するなどということはない。

先に述べるごとく日精上人は血脈付法の御法主上人として、当家甚深の下種三宝義に通達されている。日辰のように、脱益の釈尊に執して一部読誦を立てるとはその意義が根本から違うのである。

貴殿は「読解能力が欠如しているのか、それとも自身が日精の一部読誦を容認しているのか」、「貴殿も、一部読誦論者と考えてよいのか」などとも言っているが、このような言は笑止千万である。日精上人に一部読誦の義などなく、ましてそのような記録もない。「読解能力が欠如している」のは貴殿の方である。

一、さらに、この年譜は全体として多くの問題を孕んでいるので、日亨上人はこの年譜について、「又本師の宗義史実の誤謬は欄外に粗ホ批判を加ふれども、或は細密に及ばざる所あり、読者此レを諒せられよ」と末尾に注記されている。

日亨上人は、日精の杜撰さにできる限りは手当てを施されたが、さじを投げざるを得ないものであったことが分かる。

『日蓮聖人年譜』の末尾に日亨上人は、  
編者曰く本山蔵御正本に依つて此を写す、但漢文態の所は延べ書にす、引文の誤り等は止むを得ざる所の外は訂正を加へず、又本師の宗義史実の誤謬は欄外に粗ホ批判を加ふれども、或は細密に及ばざる所あり、読者此レを諒せられよ。（富要五・一四六頁）

と記され、約五十箇所の頭注を加えられている。

この『日蓮聖人年譜』の頭注の中には、日精上人の著述は要法寺流に傾いているとの印象を懐かれた日亨上人が、その記述には注意を要することを慮られて、後代のために論評を加えられたものである。しかし、そこには誤解もあられたのであり、実際には日精上人は時機に応じて摂受の御化導も遊ばされたが、全てにおいて当家の正義を逸脱することはなく、前に述べたごとく、むしろ困難な状況の中で、宗門のあらゆる面を復興に導かれたのである。つまり「日精上人に誤りはなかった」のであり、御当代日顕上人猥下はこのことを明らかにされたのである。

日顕上人は、  
あまりにも創価学会は日精上人のことを悪く言っております。しかし、日精上人の造仏云々については宗史の全体観から、より大きな化儀の角度で見る必要があるのです。（中略）ともあれ、日精上人がはっきりと造像家の日辰を、しかも本尊等の教義の解釈としての内容を破折しておられる以上、もう少し日精上人のことは、改めて考えなければならぬ意味があるのです。それを、日亨上人が言われたということだけをもって、いかにも口汚く日精上人を罵っているのが、この創価学会の者どもなのです。（中略）要するに、宗門は何も、始めからしまいまで「法主に誤謬は絶対はない」などとは言ってないのです。彼等が勝手に誣告し

ているだけであって、私をも含め、ちょっとした間違い、思い違いぐらいはどこにでもあり、それは正直に訂正すればよいのです。ただし、血脈の法体に関する根本的な意義については、決して誤りはありません。（創価学会の仏法破壊の邪難を粉碎す六二頁）

と御指南されている。この御指南で仰せのように、日亨上人には、膨大な資料をお一人で研究される中において、資料の読み違い、また、誤謬伝説なども相まって、日精上人に対して、「造読思想あり」と判断せざるを得なかった状況があられたのであろう。信仰上の信念から言えば「有るはずがない」ことであるが、しかし資料からは「有り」と判断せざるを得ない。そのような意味から後世の学徒が道を誤ること無きようにとの御慈悲から、あえて真偽の研究は後世に託されたうえで、注意の頭注を付されたのである。それが誤解であったことが判明すれば、日精上人に誤りがなかったことはもちろんであるが、日亨上人におかれても法義上、正義を述べられていたことがはっきりする。つまり日亨上人の頭注については、右の日精上人の御指南を体して、十分に注意をしながら拝読するべきであろう。

このような悪文とその著述者を無批判に庇いつづけることは、むしろ多くの人を迷わす悪行ではないか。貴殿はその責任をどう考えるのか。

『日蓮聖人年譜』を“悪文”と言うなら、なぜ日亨上人は『日蓮聖人年譜』を『富士宗学要集』に掲載され、また創価学会はその『日蓮聖人年譜』が掲載された『富士宗学要集』を刊行したのか。このことを、明らかにすべきである。

貴殿の『質問状』こそ、純真な徒を迷わす“悪文”であり、また“多くの人を迷わす悪行”、といわずして何と言おう。

17、  
(日亨上人・日顯上人のお心に寸分の相違なし。)

(3) むすび

以上、日精問題の詳しい検討によって、日精を擁護する貴殿と、日精を厳しく批判する日亨上人の違いを浮き彫りにしてきた。日蓮正宗の法主の座に就いた日亨上人と貴殿の二人が、日精という問題ある人物について全く相反する評価をしていることが興味深い。

その相違が何に由来するのかといえ、日亨上人がどこまでも法を守っていく透徹した「信心の眼」で日精問題を見ておられるのに対して、貴殿は自己絶対化・仏法破壊・先師否定という「魔性の心」で日精問題を見ているからである。

貴殿の“日精を擁護する貴殿と、日精を厳しく批判する日亨上人”との言こそ、全くお門違いも甚だしい言いがかりである。日顯上人は日亨上人を批判しているのではない。貴殿らの邪難を破折されたのだ。

しかし、これまで論証してきたように、日精上人の御化導は、時に応じた、また特殊な中での適切なものであって、謗法などではなかった。日顯上人は、日亨上人に誤解があられたということをお明かされたのである。

貴殿らは「法主であっても誤りがある。誤った法主に従う必要はない」として、日顯上人に反抗することを正当化しようとしている。創価学会からの歴代御法主上人誹謗の動機は、まさにこの点にある。自分たちのわがままを押し通すだけのために、御法主上人誹謗を正当化しているに過ぎないのである。

日精上人の御事に関しては、創価学会では早くからこれを宗門への攻撃材料として準備していた。それが、かの昭和五十二年路線の際の内部文書『宗門への質問状』であり、その中に、「血脈付法に関する問題」「第十七世日精上人による仏像造立の問題」等と、日精上人をはじめ御歴代上人に対する疑難を取りまとめていたことが明らかとなっている。当時は使用を見送ったのであるが、これを悪用し、学会に先立って日精上人を誹謗したのが、かの自称「正信会」の輩である。

かつて池田大作は、  
時あたかも本門戒壇の大御本尊、ならびに法灯連綿たる日蓮正宗の根本義たる唯授一人の血脈を否定せんとする愚人の徒輩が、狂い叫ぶように悪口雑言のかぎりをあびせております(広布と人生を語る二 五七頁)  
七百星霜、法灯は連綿として謗法厳戒の御掟を貫き、一点の濁りもなく唯授一人の血脈法水は、嫡々の御歴代御法主上人によって伝持せられてまいりました。(同六・一二頁)

等と、日蓮正宗の血脈法水には一点の濁りもなく御歴代御法主上人によって伝持せられてきたと発言していた。このように創価学会では、『宗門への質問状』なる文書を用意したことがありながら、池田大作は「正信会」を「血脈否定の輩」と言って非難していたではないか。それとも池田大作は、『宗門への質問状』において御歴代上人への疑難を用意していたことは当時知らなかった、とでも言い逃れをするのか。貴殿らの所行こそ、“愚人の徒輩”、“狂い叫ぶ”、と言うのである。

日亨上人はかつて、相承の権威は「実人」にあるのか、「型式」にあるのかという問題提起をされた。そして、実際に相承を受けて猊座に登った体験の上か

ら、相承の形式よりも、実人にこそ権威があるというのが日亨上人の答えだったと拝察する。そして、その「実人」たることの究極の要件は「信心」である。それは、日亨上人の次の言葉に明らかであろう。

「口決相承等というものは信仰の賜じゃよ。信仰もなく学も行もない貫首がいったい、何を伝授するというのか」「口伝なるものは完器にして始めて可能なんじゃ。破器・汚器の者であれば、猯下と雖も何にもならん」「猯下というものは、法の取継に過ぎんのじゃよ。嘘をつく者、如才ない者は論外だよ」

実にうなずける一言一言である。

これに対して貴殿は、登座前にどんな謗法があっても、それが日精のように一宗を破壊するような大謗法であっても、登座後にはそれがなくなると論じて、日精を擁護した。これは先の実人か形式かで言えば、形式を重んじているといえる。形式にあらゆる罪、あらゆる悪を消す神秘的な力があることになる。

しかし、そのような法主観は全く誤りであり、信心なき者が形式によって権威を与えられると極悪になることを、ほかならぬ貴殿自身の登座後の貴殿の所業が証明してくれたのである。

日亨上人は、先に挙げた最後の言葉に続けて、「でもな、いずれそのうち、平僧や信徒を迫害しぬく猯下も出てくることだろうよ」と語られたという。まさに、貴殿のような極悪法主の出現を予言しているのである。

貴殿は、日亨上人が、「相承の権威は「実人」にあるのか、「型式」にあるのかという問題提起をされた」とし、その上で「実際に相承を受けて猊座に登った体験の上から、相承の形式よりも、実人にこそ権威があるというのが日亨上人の答えだったと拝察する」と述べている。しかし、日亨上人が相承の「形式」・「実人」等について考察されたのは、後にも先にも御登座前の大正十二年四月に『大日蓮』に発表された論文『血脈相承の断絶等に就いて史的考察及び弁蒙』の一度だけであり、「相承を受けて猊座に登った体験」を語った、などというのは全くもって虚言・欺瞞である。このように恥も外聞もなく、子供だましの嘘を平気で言う者が「創価学会教学部長」なのだ。御法主日顕上人に対し、かかる駄文を送りつけ邪難するとは、まさに笑止千万である。身の程を知れと呵しておく。

さらに、その他にも貴殿は、日亨上人が述べられたとするいくつかの出所不明の「言葉」なるものを挙げています。貴殿らのように卑怯・虚言をお家芸とする者共の引用の「言葉」は、怪しいものである。これらの「言葉」が本当にあったというのなら、その「言葉」の出所を明らかにすべきである。おそらく日亨上人は、「血脈相承の根本は信である」ということは述べられたかもしれないが、これほど貴殿らに都合のよい「言葉」を述べられるわけがないのだ。

何故なら、貴殿らが「信仰もなく学も行もない貫首」と日亨上人が激越に批判されたとする五十八世日柱上人に対して、実は日亨上人は日柱上人が学頭になれる以前から、御登座遊ばされるまで、終始、御助力をなされていたことが、次の日亨上人の「告白」の文により明白だからである。

大正四年に日柱師を学頭に推挙するの主動者となりてより同十二年に五十八世の猊座に上らるまで直接に間接に力めて障碍なからしむるやうにした（昭和二年十一月二十日）

このお言葉は、言うまでもなく日亨上人の日柱上人に対する強い信頼を示すものである。もし日柱上人が「信仰もなく学も行もない」ような方であれば、正義感の強い日亨上人が、学頭に推挙されたり、さらには御登座まで助力をなされたはずもないのである。ここから導き出される結論はただ一つ、日亨上人は日柱上人を、宗門を担う御方と信頼して、援護されたのである。貴殿らの掲げる日亨上人の「言葉」なるものは、この事実からも信用することはできない。

次に貴殿がここで最初に述べる、日亨上人の「型式・実人についての問題提起」について述べておこう。これは、第十五世日昌上人が御遷化された際、第十六世日就上人への御相承を理境坊日義師が預かったとの説があることについて、日亨上人が、

血脈断絶法水雍塞の形ありと云はゞ云へるが、相承の内容に立入りて見るとき、御相承は殊に金口嫡々のは授受の型式作法に権威ありや、御当人に権威ありやと云ふ問題が起るべきであらう、而して法式と実人とは何れが主なりやと云ふ事を決定してかゝる時、若し実人に適確の権威あらば授受の作法は此を結成するのに型式に過ぎざるから就師のやうな場合でも、血脈断絶法水雍塞の不都合は無い訳である。若し然らずして作法にのみ大権威存在して実人は何人でも宜いと云ふ事ならば、此場合の如きは血脈断絶の悲事となる訳である。又作法にも実人にも相互に権威あり法人映発して法主の大器を作ると云ふ事ならば、此場合は少くも法水一時枯渴の状を呈する不祥事となるであらう。（大日蓮 大正十二年四月号一六頁）

と述べられた中にある。このお言葉の前提として、日昌上人は御遷化の十五年も前に日就上人に法を内付されているのであり、日昌上人と日就上人の間に血脈断絶などということとはありえない。その上でちなみに、御相承に関して、法式（授

受の形式作法)と実人(御当人)のどちらが主であるかという、議論をなされたのである。つまり日亨上人が御相承において「実人に権威がある」と仰せられたのは、たとえ御相承の儀式が無い場合でも、内付によって御相承を受けられる方の境界に実人としての適確の権威が具わっており、血脈断絶などということはない、という意である。また、このお言葉について日顕上人は、前掲「史的考察及び弁蒙」中の御相承の儀式について、

このお言葉の底意は、「形としてはそういう形式・作法の在り方があるから、そういう在り方が存在する例を考えるならば、そのような形式として存することは結構である。しかし、それがなければ血脈が伝わらないとか、断絶したというようなことではない」という意味を、敢えて反問の形で言われるところにあるのです。しかし、そこのところを、「相承は御仏意の上に、形式の有無にかかわらず伝承されている」と、もっとはっきりと仰せになっていただければ、疑問を持つ者も、より少なかったと思います。それから、「御当人に権威ありや」。これは、権威とってはおかしいかも知れないが、その承けたところの意義において、おのずから当人の命のなかに生ずるものがあるのです。(中略)まして、大乘仏教の真実・最高の教えの血脈をお承けするという上から考えれば、尊い表業による結果が身に当たって生ずることも、当然といえば当然であります。要するに、「日蓮 日興」の御相伝を拝しても、本当の意味の唯我与我、また、さらに言うならば、授受感応における深いお心というものがあるのです。特に、重大な意味を持つ代々上人の血脈を譲るといような場合には、幼いから疑わしいとか、最後にお会いになっていないから変だとか、あるいはこの形式がないから違うなどというような、凡眼凡智で量れるものでは絶対はないという次第であります。(大日蓮 平成四年十月号三九頁)

と御講義されている。つまり、日亨上人も御登座前とはいえ、御相承は儀式ではなく、実際の付法によって具わる実人としての適確の権威が重要であるとの趣旨を仰せられ、また御当代日顕上人は、実際に御相承をお承けになられた御境界から、「相承は御仏意の上に、形式の有無にかかわらず伝承されている」また、御相承においては、必ず付法によって生ずる「唯我与我」「授受感応における深いお心」が重要なのであると、さらにその意義を徹底補足されているのである。ここに明らかなように日亨上人、日顕上人ともに、御相承の形式にとらわれてはならない、との御見解に全く相違はない。

ところが貴殿は、日顕上人が“日精のように一宗を破壊するような大謗法”であっても、登座後にはそれがなくなると論じて、日精を擁護した、”と”言い、また“これは先の実人か形式かで言えば、形式を重んじているといえる、”などと言う。いつどこで日顕上人が、日精上人は“一宗を破壊するような大謗法、”を犯したと述べられ、また“大謗法、”を犯しても“登座後にはそれがなくなる、”などと仰せられたのだ。そのような御指南があるというなら出してみよ。いい加減なことを言うものではない。かかる貴殿の言を誣言と言うのだ。また日顕上人があなたも御相承の形式にとらわれているかのように欺瞞しているが、仰せの内容は全く逆ではないか。貴殿の邪智は一体どこまで悪辣なのだ。日顕上人にそのようなお考えは毛頭あられないことは、誰にでも分かる道理である。

日亨上人は、「史的考察及び弁蒙」において、私の未決定の史論を盲信して濫りに此から割出した御議論を為さらぬやうに願ひたい(大日蓮 大正十二年四月号一〇頁)

此は局外者の抽象的の議論である。直に宗門教権の大事を批判すべき標準にはせぬが宜い。(同一六頁)

と、読者に注意を喚起されている。つまり信仰的次元においては、御相承の「形式」が大事か「実人」が大事かなどということは、全く議論の余地はない。先の

日顕上人の御指南に明らかなように、「相承は御仏意の上に、形式の有無にかかわらず伝承されている」と拝信しなければならないのである。また、御登座前の日亨上人も客観的立場から議論を展開されたが、結論は、実際の付法によって具わる「実人」としての「適確の権威」が重要であると仰せられているのである。ならば貴殿の「日精のように一宗を破壊するような大謗法であっても、登座後にはそれがなくなる」と日顕上人が仰せられたかのように誣言する牽強付会の論理も根底から破綻している。すなわち、日精上人を含めた全ての御歴代上人に、そもそも大謗法などなく、血脈を承けるべき御境界であられたから、御先師より法を付嘱され、実人としての適確の権威を具え、御法主上人となられたからである。

この「史的考察及び弁蒙」、並びにここに挙げた日顕上人の御講義は、いずれも『大日蓮』に掲載されている。貴殿らが虚心坦懐に熟読すれば、必ず蒙昧（もうまい）は開かれよう。それができないのは、貴殿らに正直な信心の眼が失われているからである。

また日顕上人は、  
御相承といっても、皆さんが本当に純真な気持ちで毎日毎日の修行に励んでおられる成仏の道のなかにすべてがあるのでありまして、それ以外のものは何一つありませんし、また、あるはずはないのであります。（大日蓮 昭和五十八年十一月号三三頁）

と、御相承の根本は信であることを御指南されているが、それは貴殿らのように、信心を失っているにもかかわらず、唯授一人の血脈相承を否定するために信心という言葉を持ち出すのとは、全く異なる。貴殿は、「「実人」たることの究極の要件は「信心」である」と言うが、日亨上人は、信心さえあれば唯授一人の血脈相承に依らなくてもよいなどとは、どこにも仰せになっていないのである。

日精上人は、御登座の後に、  
当家甚深の相承の事。全く余仁の一言半句も申し聞く事之れ無く、唯貫主一人の外は知る能わざるなり。（中略）又本尊相伝、唯授一人の相承なるが故に、代々一人の外、書写すること之れ無し。（歴全二 三一四頁）

と、当家の血脈相承について絶対の御確信を述べられている。この血脈相承があったればこそ、大聖人の正義が今日まで誤りなく伝えられたのであり、本年初頭の御法主上人の御指南も、このことを示されたのである。貴殿が、怪しい「言葉」に惑わされているのか、利用して惑わしているのかは知らないが、大聖人、御歴代御法主上人の道理の上からの御指南を拝信し、これまでの極悪の言を懺悔すべきである。

18、  
(おわりに 齊藤克司への最後通告 )

以上、貴殿の日精擁護にある「底意」すなわち、日亨上人をはじめ歴代法主をないがしろにして、“我一人尊し”という尊大さを示さんがための「我意の浮言」、「舌に任せたる言」の正体を暴き、日興門流の正義を闡明するために、その主な問題点、疑問点を糾明した。ましてや、日精擁護にかこつけての学会誹謗の暴言は、大聖人の御遺命である仏勅の団体への誹謗であり、看過できない重要事である。「一期の大慢を以て永劫の迷因を殖ること勿れ」との御金言通り、貴殿が悔い改めなければ貴殿の墮獄は必定であり、その意味からも、以上の質問に対して、貴殿の誠意ある回答を求めるものであり、回答なき場合は、誹法主である貴殿の永久除歴は必然であると勧告するものである。

二〇〇四年一月九日

創価学会教学部長 齊藤克司

阿部日顕殿

おわりに

貴殿は、創価学会が行った日精上人への卑劣極まる誹謗につき、これを厳しく破折遊ばされた御法主日顕上人猥下に対して、“日精擁護の「底意」”とか、“我一人尊しとの尊大さ”だとか“我意の浮言”、更には“永久除歴”などと、舌に寄せた悪言を並べている。齊藤克司よ、誹三宝罪は重罪である。その舌根が糜爛（びらん）せぬよう気をつけよと告げておく。

さて、今回の貴殿からの日精上人に対するあくなき誹謗は、“日顕上人も同様に誹法を犯した法主なり”との妄論邪説を作り出すための奸策であることは明白である。しかし、御法主日顕上人猥下は唯授一人血脈継承のお立場から、宗祖日蓮大聖人の正法を流布し、一切衆生を成仏道へ導くために御指南を遊ばされている。

その大慈悲の御教導に寸分も誤りがないのは勿論であり、宗内の僧俗は等しく日顕上人に対し奉り、心より尊崇申し上げ、信伏随従して信心に励んでいる。そこに貴殿らのいう「永久除歴」などの非礼千万、不知恩極まる考えが浮かぶ余地など微塵も存在しないのである。

また貴殿は、創価学会の日精上人誹謗が大誹法であることによって、日顕上人が学会を破折されたことを棚に上げ、“大聖人の御遺命である仏勅の団体への誹謗”などと強弁しているが、まさに毒氣深入の莠言（ゆうげん）である。「一期の大慢を以て永劫の迷因を殖うること勿れ」との御金言はそのまま貴殿らに返上する。

宗祖日蓮大聖人は『四恩抄』に、  
次に僧の恩をいはず、仏宝・法宝は必ず僧によて住す。譬へば薪なければ火無く、大地無ければ草木生ずべからず。仏法有りといへども僧有りて習ひ伝へずんば、正法・像法二千年過ぎて末法へも伝はるべからず。故に大集経に云はく「五箇の五百歳の後に、無智無戒なる沙門を失ありと云て是を悩ますは、この人仏法の大灯明を滅せんと思へ」と説かれたり。然れば僧の恩を報じ難し。（新編二六八頁）

と御指南遊ばされる。釈尊の熟脱仏法にあっても大聖人の下種仏法においても、共に仏宝・法宝は必ず僧によって伝持されるのである。その僧宝にまします日精上人をはじめとする日蓮正宗の歴代上人、就中、御当代日顕上人を悪しざまに罵

詈謔、下種三宝を破壊せんと企てる創価学会が「仏勅の団体」などで有り得る筈のないことは当然の理である。頭を冷やしてよくよく考えよ。

末法五濁悪世とはいえ、貴殿ら創価学会が邪教化した後、今日に至る日本および世界の様相は実に憂うべきものがある。貴殿らは「如かず、彼の万祈を修せんよりは此の一凶を禁ぜんには」の御金言をよくよく拝し、下種三宝に敵対する貴殿ら創価学会自体が、今日の時代及び人類社会を不幸へと誘う「一凶」となり下がったことを深刻に認識し、反省懺悔すべきである。そして滅罪のためには第二代戸田会長の第六十五世日淳上人に対し奉る約束を守り、早急、且つ正直に創価学会を解散すべきである。

最後に、最近貴殿らが喧しく騒ぎ立てている、御当代日顕上人猥下への「除歴」云々について再度付言する。すでに日蓮正宗より破門となり、理非の分別もままならぬ大謗法の貴殿らが、本宗の教義信仰の根幹をなす御法主上人に対し、「除歴せよ」などと云々する資格は全く存在しない。またそのようなことをいう不信心な不埒者は宗内にはかつて存在しなかったし、今後も存在しない。これは貴殿ら謗法者の怨嫉の病による悩乱の結果としての痴人のたわ言という外はない。よって我々は貴殿らの「除歴」云々の妄言誹謗に対して、これを「怨嫉病」と命名し、一笑に付していくことを言明して結びとする。

平成十六年三月三日

日蓮

正宗青年僧侶邪義破折班

創価学会教学部長

齊藤克司殿